

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																																																																								
1	2		1-4	<p>枠外「移管前提工事における施設基準」</p> <p>※「水道工事標準仕様書(以下「局仕様書」という。))は、局ウェブサイトの「事業者の方へ」>給水装置関連>給水装置資料室から閲覧及びダウンロードができる。</p>	<p>枠外「移管前提工事における施設基準」</p> <p>※「川崎市上下水道局水道工事標準仕様書(以下「局仕様書」という。))は、局ウェブサイトの「事業者の方へ」>給水装置関連から閲覧及びダウンロードができる。</p>	文言の整理																																																																																								
1	3		1-5	<p>第3節 基本的な移管前提工事の工程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">基本計画</td> <td>調査をもとに設計し、使用材料、工法等を検討する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給水設計計画</td> <td>移管前提工事申込みの前に局と事前協議を行い、その回答を得る。回答内容によっては、基本計画を再検討する場合もある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移管前提工事の申込み 設計審査</td> <td>給水装置工事施行承認申込書に設計図等の必要書類を添付し、サービスセンター給水管理係へ提出して設計審査を受ける。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">諸納入金の納入 工事承認</td> <td>設計審査及び完成検査手数料を着工前に納入する。納入後、工事の承認がされる。(断水費等の納入は、着手後でもよい。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">着工</td> <td>工期の報告をし、工事の事前打合せ後に着工する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分岐工事等の確認</td> <td>分岐工事等確認、断水願を提出する。配水管を断水する工事の場合は、試験、断水日時等の調整を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事記録写真</td> <td>施行箇所の工事写真撮影を随時行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新設管の洗浄</td> <td>サービスセンター給水管理係職員立会いのもと、布設後の移管前提給水管の洗浄と水質確認を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">完成検査</td> <td>主任技術者が完成検査に立ち会う。手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無償譲渡の手続き</td> <td>必要書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、譲渡の手続きを行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局による 現地確認・検図等</td> <td>配水施設としての確認が行われる。図面の手直し等の指示を受けた場合は、速やかに対応する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無償譲受の通知</td> <td>局の譲受け手続きの完了後、申込者へ受領が通知される。</td> </tr> </table>	基本計画	調査をもとに設計し、使用材料、工法等を検討する。	↓		給水設計計画	移管前提工事申込みの前に局と事前協議を行い、その回答を得る。回答内容によっては、基本計画を再検討する場合もある。	↓		移管前提工事の申込み 設計審査	給水装置工事施行承認申込書に設計図等の必要書類を添付し、サービスセンター給水管理係へ提出して設計審査を受ける。	↓		諸納入金の納入 工事承認	設計審査及び完成検査手数料を着工前に納入する。納入後、工事の承認がされる。(断水費等の納入は、着手後でもよい。)	↓		着工	工期の報告をし、工事の事前打合せ後に着工する。	↓		分岐工事等の確認	分岐工事等確認、断水願を提出する。配水管を断水する工事の場合は、試験、断水日時等の調整を行う。	↓		工事記録写真	施行箇所の工事写真撮影を随時行う。	↓		新設管の洗浄	サービスセンター給水管理係職員立会いのもと、布設後の移管前提給水管の洗浄と水質確認を行う。	↓		完成検査	主任技術者が完成検査に立ち会う。手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。	↓		無償譲渡の手続き	必要書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、譲渡の手続きを行う。	↓		局による 現地確認・検図等	配水施設としての確認が行われる。図面の手直し等の指示を受けた場合は、速やかに対応する。	↓		無償譲受の通知	局の譲受け手続きの完了後、申込者へ受領が通知される。	<p>第3節 基本的な移管前提工事の工程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">基本計画</td> <td>調査をもとに設計し、使用材料、工法等を検討する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給水設計計画</td> <td>給水装置工事申込み前に局と事前協議を行い、その回答を得る。回答内容によっては、基本計画を再検討する場合もある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給水装置工事申込み 設計審査</td> <td>給水装置工事施行承認申込書に設計図等の必要書類を添付し、サービスセンター給水管理係へ提出して設計審査を受ける。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">諸納入金の納入 工事承認</td> <td>設計審査及び完成検査手数料を着工前に納入する。納入後、工事の承認がされる。(断水費等の納入は、着手後でもよい。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">着工</td> <td>工期の報告をし、工事の事前打合せ後に着工する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分岐工事等の確認</td> <td>分岐工事等確認、断水願を提出する。配水管を断水する工事の場合は、試験、断水日時等の調整を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事記録写真</td> <td>施行箇所の工事写真撮影を随時行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新設管の洗浄</td> <td>サービスセンター給水管理係職員立会いのもと布設後の移管前提給水管の洗浄と水質確認を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">完成検査</td> <td>主任技術者が完成検査に立ち会う。手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配水工事事務所 現地確認・検図</td> <td>配水工事事務所工務係による現地確認が行われる。図面の手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無償譲渡の手続き</td> <td>必要書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、譲渡の手続きを行う。</td> </tr> </table>	基本計画	調査をもとに設計し、使用材料、工法等を検討する。	↓		給水設計計画	給水装置工事申込み前に局と事前協議を行い、その回答を得る。回答内容によっては、基本計画を再検討する場合もある。	↓		給水装置工事申込み 設計審査	給水装置工事施行承認申込書に設計図等の必要書類を添付し、サービスセンター給水管理係へ提出して設計審査を受ける。	↓		諸納入金の納入 工事承認	設計審査及び完成検査手数料を着工前に納入する。納入後、工事の承認がされる。(断水費等の納入は、着手後でもよい。)	↓		着工	工期の報告をし、工事の事前打合せ後に着工する。	↓		分岐工事等の確認	分岐工事等確認、断水願を提出する。配水管を断水する工事の場合は、試験、断水日時等の調整を行う。	↓		工事記録写真	施行箇所の工事写真撮影を随時行う。	↓		新設管の洗浄	サービスセンター給水管理係職員立会いのもと布設後の移管前提給水管の洗浄と水質確認を行う。	↓		完成検査	主任技術者が完成検査に立ち会う。手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。	↓		配水工事事務所 現地確認・検図	配水工事事務所工務係による現地確認が行われる。図面の手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。	↓		無償譲渡の手続き	必要書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、譲渡の手続きを行う。	<p>工程の整理</p> <p>文言の整理</p>
基本計画	調査をもとに設計し、使用材料、工法等を検討する。																																																																																													
↓																																																																																														
給水設計計画	移管前提工事申込みの前に局と事前協議を行い、その回答を得る。回答内容によっては、基本計画を再検討する場合もある。																																																																																													
↓																																																																																														
移管前提工事の申込み 設計審査	給水装置工事施行承認申込書に設計図等の必要書類を添付し、サービスセンター給水管理係へ提出して設計審査を受ける。																																																																																													
↓																																																																																														
諸納入金の納入 工事承認	設計審査及び完成検査手数料を着工前に納入する。納入後、工事の承認がされる。(断水費等の納入は、着手後でもよい。)																																																																																													
↓																																																																																														
着工	工期の報告をし、工事の事前打合せ後に着工する。																																																																																													
↓																																																																																														
分岐工事等の確認	分岐工事等確認、断水願を提出する。配水管を断水する工事の場合は、試験、断水日時等の調整を行う。																																																																																													
↓																																																																																														
工事記録写真	施行箇所の工事写真撮影を随時行う。																																																																																													
↓																																																																																														
新設管の洗浄	サービスセンター給水管理係職員立会いのもと、布設後の移管前提給水管の洗浄と水質確認を行う。																																																																																													
↓																																																																																														
完成検査	主任技術者が完成検査に立ち会う。手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。																																																																																													
↓																																																																																														
無償譲渡の手続き	必要書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、譲渡の手続きを行う。																																																																																													
↓																																																																																														
局による 現地確認・検図等	配水施設としての確認が行われる。図面の手直し等の指示を受けた場合は、速やかに対応する。																																																																																													
↓																																																																																														
無償譲受の通知	局の譲受け手続きの完了後、申込者へ受領が通知される。																																																																																													
基本計画	調査をもとに設計し、使用材料、工法等を検討する。																																																																																													
↓																																																																																														
給水設計計画	給水装置工事申込み前に局と事前協議を行い、その回答を得る。回答内容によっては、基本計画を再検討する場合もある。																																																																																													
↓																																																																																														
給水装置工事申込み 設計審査	給水装置工事施行承認申込書に設計図等の必要書類を添付し、サービスセンター給水管理係へ提出して設計審査を受ける。																																																																																													
↓																																																																																														
諸納入金の納入 工事承認	設計審査及び完成検査手数料を着工前に納入する。納入後、工事の承認がされる。(断水費等の納入は、着手後でもよい。)																																																																																													
↓																																																																																														
着工	工期の報告をし、工事の事前打合せ後に着工する。																																																																																													
↓																																																																																														
分岐工事等の確認	分岐工事等確認、断水願を提出する。配水管を断水する工事の場合は、試験、断水日時等の調整を行う。																																																																																													
↓																																																																																														
工事記録写真	施行箇所の工事写真撮影を随時行う。																																																																																													
↓																																																																																														
新設管の洗浄	サービスセンター給水管理係職員立会いのもと布設後の移管前提給水管の洗浄と水質確認を行う。																																																																																													
↓																																																																																														
完成検査	主任技術者が完成検査に立ち会う。手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。																																																																																													
↓																																																																																														
配水工事事務所 現地確認・検図	配水工事事務所工務係による現地確認が行われる。図面の手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。																																																																																													
↓																																																																																														
無償譲渡の手続き	必要書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、譲渡の手続きを行う。																																																																																													

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
1	4		1-6	<p>第4節 工事の施工について</p> <p>工事の施工については、原則として「局仕様書 第2編 水道土木工事編及び附則1 水道工事施工管理基準」に準じるものとする。</p> <p>※「局仕様書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。</p>	<p>第4節 工事の施工について</p> <p>工事の施工については、原則として「局仕様書 第2編 水道土木工事及び附則1 水道工事施工基準」に準じるものとする。</p> <p>※「局仕様書 第2編 水道土木工事」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連」から閲覧及びダウンロードができる。</p>	文言の整理
2			2-1	<p>第2章 手続き</p> <p>都市計画法第4条第12項で規定している建築物や特定工作物を建築するために、土地の区画形質の変更(「開発行為」という。)の許可が必要となる場合において移管前提工事を行う場合は、「給水装置設計施行指針第2章第2節1 申込前の手続き 2.3.1.3.開発行為等に関する事前協議」を行うこと。</p>	<p>第2章 手続き</p> <p>都市計画法第4条第12項で規定している建築物や特定工作物を建築するために、土地の区画形質の変更(「開発行為」という。)の許可が必要となる場合において移管前提工事を行う場合は、「給水装置設計施行指針第2章第2節1 申込前の手続き(3)開発行為等に伴う事前協議」を行うこと。</p>	文言の整理
2	2	1	2-1	<p>第2節 給水設計計画</p> <p>1 移管前提工事の申込みの前に、表 2-1 に示す給水設計計画書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、給水設計計画の事前協議を行うこと。なお、事前協議は、オンライン手続き(e-KAWASAKI)からオンラインで申請することができる。</p> <p>2 申込者は、局内での検討結果を回答書により受ける。なお、回答書の写しを給水装置工事施行承認申込書に添付すること。また、オンラインで申請した場合は、オンライン申請で事前協議書の回答書を通知する。</p>	<p>第2節 給水設計計画</p> <p>1 移管前提工事の申込みの前に、表 2-1 に示す給水設計計画書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、工事計画内容の局内事前協議を行うこと。また、給水設計計画書に関する事前協議について、オンラインで申請ができる。</p> <p>2 申込者は、局内での検討結果を回答書により受ける。なお、回答書の写しを給水装置工事承認申込書に添付すること。また、オンラインで申請した場合は、オンライン申請で事前協議書の回答書を通知する。</p>	文言の整理

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																				
2	2	1	2-1	<p>表中、表下「表 2-1 給水設計計画提出書類」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表 2-1 給水設計計画提出書類</caption> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水設計計画書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 案内図</td> <td>2 (正1, 副1)</td> </tr> <tr> <td>3 平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ) 、地盤高 (標高表示) 、給水方式、道路種別が明記されていること)</td> <td>※A3を超える書類は副4部</td> </tr> <tr> <td>4 その他必要とする書類</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「給水設計計画書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ」給水装置関連>各種申請(オンライン申請と書式のダウンロード)から閲覧及びダウンロードができる。</p>	提出書類名	部 数	1 給水設計計画書		2 案内図	2 (正1, 副1)	3 平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ) 、地盤高 (標高表示) 、給水方式、道路種別が明記されていること)	※A3を超える書類は副4部	4 その他必要とする書類		<p>「表 2-1 給水設計計画提出書類」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表 2-1 給水設計計画提出書類</caption> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水設計計画書</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2 案内図</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>3 平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ) 、地盤高 (標高表示) 、給水方式、道路種別が明記されていること)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4 その他必要とする書類</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「給水設計計画書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ」給水装置関連から閲覧及びダウンロードができる。</p>	提出書類名	部 数	1 給水設計計画書	5	2 案内図	5	3 平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ) 、地盤高 (標高表示) 、給水方式、道路種別が明記されていること)	5	4 その他必要とする書類	5	<p>提出部数の変更 文言の整理</p>
提出書類名	部 数																									
1 給水設計計画書																										
2 案内図	2 (正1, 副1)																									
3 平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ) 、地盤高 (標高表示) 、給水方式、道路種別が明記されていること)	※A3を超える書類は副4部																									
4 その他必要とする書類																										
提出書類名	部 数																									
1 給水設計計画書	5																									
2 案内図	5																									
3 平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ) 、地盤高 (標高表示) 、給水方式、道路種別が明記されていること)	5																									
4 その他必要とする書類	5																									
2	3	1	2-2	<p>1 <u>移管前提工事</u>の申込み</p> <p>(1) <u>移管前提工事の申込みは、表 2-2 に掲げる書類を</u>、サービスセンター給水管理係へ提出すること。</p> <p>(2) 給水装置工事の申込みは、オンラインで申請ができる。 オンラインで申請した場合は、オンライン申請で工事の承認を通知する。</p> <p>(3) 移管前提工事と同時に他の給水装置を<u>移管前提管</u>から取出し、又は接続する給水装置工事を行う場合は、別に<u>給水装置工事</u>の申込みをすること。</p> <p>(4) <u>移管前提工事</u>の申込み添付する設計図は、第 4 章第 2 節<u>図面</u>作成例を参考に「管路工事完成図作成の手引き」に従い作成すること。なお、「配水管」という表記の部分は、「給水管」と読み替えて作成すること。また、表題欄は、図 2-1 のとおりとする。</p> <p>※「管路工事完成図作成の手引き」は局ウェブサイトの「事業者の方へ」給水装置関連><u>給水装置資料室</u>から閲覧及びダウンロードができる。</p>	<p>1 給水装置工事施行承認申込み</p> <p>(1) <u>工事施行承認申込書は</u>、サービスセンター給水管理係へ提出すること。</p> <p>(2) 給水装置移工事の申込みは、オンラインで申請ができる。 オンラインで申請した場合は、オンライン申請で工事の承認を通知する</p> <p>(3) 移管前提工事と同時に他の給水装置を<u>移管前提給水管</u>から取出し、又は接続する給水装置工事を行う場合は別に<u>工事施行承認</u>の申込みをすること。</p> <p>(4) <u>工事施行承認申込み</u>については、表 2-2 に掲げる書類を提出すること。</p> <p>(5) <u>工事施行承認申込み</u>に添付する設計図は、第 2 章第 2 節<u>完成図</u>作成例を参考に「管路工事完成図作成の手引き」に従い作成すること。なお、「配水管」という表記の部分については「給水管」と読みかえて作成すること。また、表題欄については、図 2-1 のとおりとする。</p> <p>※「管路工事完成図作成の手引き」は局ウェブサイトの「事業者の方へ」給水装置関連から閲覧及びダウンロードができる。</p>	<p>文言の整理</p>																				

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																																																																																																																		
2	3	1	2-2	<p>表中「表 2-2 移管前提工事申込時の提出書類」</p> <table border="1"> <caption>表 2-2 移管前提工事申込時の提出書類</caption> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th colspan="2">部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水装置工事施行承認申込書</td> <td colspan="2">3(正1、副2)</td> </tr> <tr> <td>2 設計図</td> <td colspan="2">3(正1、副2)</td> </tr> <tr> <td>3 誓約書</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>4 給水設計計画に関する回答書の写し</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>公道部分を掘削する場合</td> <td><u>小規模占用工事の場合</u></td> <td><u>大規模占用工事の場合</u></td> </tr> <tr> <td>道路占用手続委任書</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5 給水装置工事道路占用申込書</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>案内図</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>道水路台帳(写し)</td> <td>二</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他市長が必要と認める書類</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1 副は複写でよい。 2 5の項目については、該当する場合に提出する。</p>	提出書類名	部 数		1 給水装置工事施行承認申込書	3(正1、副2)		2 設計図	3(正1、副2)		3 誓約書	1		4 給水設計計画に関する回答書の写し	1		公道部分を掘削する場合	<u>小規模占用工事の場合</u>	<u>大規模占用工事の場合</u>	道路占用手続委任書	1	1	5 給水装置工事道路占用申込書	3	5	案内図	3	5	道水路台帳(写し)	二	5	その他市長が必要と認める書類			<p>「表 2-2 移管前提工事施行承認申込時の提出書類」</p> <table border="1"> <caption>表 2-2 移管前提工事施行承認申込時の提出書類</caption> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th colspan="2">部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水装置工事施行承認申込書</td> <td colspan="2">3(正1、副2)</td> </tr> <tr> <td>2 設計図</td> <td colspan="2">3(正1、副2)</td> </tr> <tr> <td>3 誓約書</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>4 給水設計計画に関する回答書の写し</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>※ 公道部分を掘削する場合 (※¹⁾ 小規模占用工事の場合、※²⁾ 大規模占用工事の場合)</td> <td>※¹⁾</td> <td>※²⁾</td> </tr> <tr> <td>道路占用手続委任書</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事道路占用申込書</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>案内図</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>道水路台帳(写し)</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他市長が必要と認める書類</td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 副は複写でよい。 2 5の項目については、該当する場合に提出する。</p>	提出書類名	部 数		1 給水装置工事施行承認申込書	3(正1、副2)		2 設計図	3(正1、副2)		3 誓約書	1		4 給水設計計画に関する回答書の写し	1		※ 公道部分を掘削する場合 (※ ¹⁾ 小規模占用工事の場合、※ ²⁾ 大規模占用工事の場合)	※ ¹⁾	※ ²⁾	道路占用手続委任書	1	1	給水装置工事道路占用申込書	1	1	案内図	3	5	道水路台帳(写し)	3	5	その他市長が必要と認める書類		5	<p>文言の整理</p>																																																																
提出書類名	部 数																																																																																																																																							
1 給水装置工事施行承認申込書	3(正1、副2)																																																																																																																																							
2 設計図	3(正1、副2)																																																																																																																																							
3 誓約書	1																																																																																																																																							
4 給水設計計画に関する回答書の写し	1																																																																																																																																							
公道部分を掘削する場合	<u>小規模占用工事の場合</u>	<u>大規模占用工事の場合</u>																																																																																																																																						
道路占用手続委任書	1	1																																																																																																																																						
5 給水装置工事道路占用申込書	3	5																																																																																																																																						
案内図	3	5																																																																																																																																						
道水路台帳(写し)	二	5																																																																																																																																						
その他市長が必要と認める書類																																																																																																																																								
提出書類名	部 数																																																																																																																																							
1 給水装置工事施行承認申込書	3(正1、副2)																																																																																																																																							
2 設計図	3(正1、副2)																																																																																																																																							
3 誓約書	1																																																																																																																																							
4 給水設計計画に関する回答書の写し	1																																																																																																																																							
※ 公道部分を掘削する場合 (※ ¹⁾ 小規模占用工事の場合、※ ²⁾ 大規模占用工事の場合)	※ ¹⁾	※ ²⁾																																																																																																																																						
道路占用手続委任書	1	1																																																																																																																																						
給水装置工事道路占用申込書	1	1																																																																																																																																						
案内図	3	5																																																																																																																																						
道水路台帳(写し)	3	5																																																																																																																																						
その他市長が必要と認める書類		5																																																																																																																																						
		2-3	<p>図下「図 2-1 移管前提工事設計図(完成図)表題欄記載例」</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">38mm</td> <td>5mm</td> <td colspan="6">川崎市上下水道局サービス推進部〇〇サービスセンター</td> </tr> <tr> <td>6mm</td> <td>工 事 名</td> <td colspan="5">生田〇丁目〇〇mm給水管布設工事</td> </tr> <tr> <td>7mm</td> <td>工 事 位 置</td> <td colspan="5">自：生田〇丁目〇〇番地先 至：生田〇丁目〇〇番地先</td> </tr> <tr> <td>5mm</td> <td>記 事</td> <td colspan="5">移管前提工事:工事内容、位置図、平面図、断面図、</td> </tr> <tr> <td>5mm</td> <td>図 番</td> <td>〇/〇</td> <td>用 紙</td> <td>A3判</td> <td>完成年月日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>5mm</td> <td>工 事 番 号</td> <td colspan="5">〇〇〇Y〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>5mm</td> <td>設 計 図</td> <td>施 工 業 者</td> <td colspan="4">指 定 工 事 事 業 者 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10mm</td> <td>10mm</td> <td>7mm</td> <td>7mm</td> <td>11mm</td> <td>18mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="6">63mm</td> </tr> </table> <p>図 2-1 移管前提工事設計図(完成図)表題欄記載例 ※ 完成図の場合は、表題左下「設計図」を「完成図」とする。 ※ 工事番号は、<u>工事承認後</u>に通知する。</p>	38mm	5mm	川崎市上下水道局サービス推進部〇〇サービスセンター						6mm	工 事 名	生田〇丁目〇〇mm給水管布設工事					7mm	工 事 位 置	自：生田〇丁目〇〇番地先 至：生田〇丁目〇〇番地先					5mm	記 事	移管前提工事:工事内容、位置図、平面図、断面図、					5mm	図 番	〇/〇	用 紙	A3判	完成年月日	令和〇年〇月〇日	5mm	工 事 番 号	〇〇〇Y〇〇〇〇〇〇					5mm	設 計 図	施 工 業 者	指 定 工 事 事 業 者 名						10mm	10mm	7mm	7mm	11mm	18mm			63mm						<p>「図 2-1 移管前提工事設計図(完成図)表題欄記載例」</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">38mm</td> <td>5mm</td> <td colspan="6">川崎市上下水道局サービス推進部〇〇サービスセンター</td> </tr> <tr> <td>6mm</td> <td>工 事 名</td> <td colspan="5">生田〇丁目〇〇mm給水管布設工事</td> </tr> <tr> <td>7mm</td> <td>工 事 位 置</td> <td colspan="5">自：生田〇丁目〇〇番地先 至：生田〇丁目〇〇番地先</td> </tr> <tr> <td>5mm</td> <td>記 事</td> <td colspan="5">移管前提工事:工事内容、位置図、平面図、断面図、</td> </tr> <tr> <td>5mm</td> <td>図 番</td> <td>〇/〇</td> <td>用 紙</td> <td>A3判</td> <td>完成年月日</td> <td>令和〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>5mm</td> <td>工 事 番 号</td> <td colspan="5">〇〇〇Y〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>5mm</td> <td>設 計 図</td> <td>施 工 業 者</td> <td colspan="4">指 定 工 事 事 業 者 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10mm</td> <td>10mm</td> <td>7mm</td> <td>7mm</td> <td>11mm</td> <td>18mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="6">63mm</td> </tr> </table> <p>図 2-1 移管前提工事設計図(完成図)表題欄記載例 ※ 完成図の場合は、表題左下「設計図」を「完成図」とする。 ※ 工事承認後、工事番号を通知する。</p>	38mm	5mm	川崎市上下水道局サービス推進部〇〇サービスセンター						6mm	工 事 名	生田〇丁目〇〇mm給水管布設工事					7mm	工 事 位 置	自：生田〇丁目〇〇番地先 至：生田〇丁目〇〇番地先					5mm	記 事	移管前提工事:工事内容、位置図、平面図、断面図、					5mm	図 番	〇/〇	用 紙	A3判	完成年月日	令和〇年〇月〇日	5mm	工 事 番 号	〇〇〇Y〇〇〇〇〇〇					5mm	設 計 図	施 工 業 者	指 定 工 事 事 業 者 名						10mm	10mm	7mm	7mm	11mm	18mm			63mm					
38mm	5mm	川崎市上下水道局サービス推進部〇〇サービスセンター																																																																																																																																						
	6mm	工 事 名	生田〇丁目〇〇mm給水管布設工事																																																																																																																																					
	7mm	工 事 位 置	自：生田〇丁目〇〇番地先 至：生田〇丁目〇〇番地先																																																																																																																																					
	5mm	記 事	移管前提工事:工事内容、位置図、平面図、断面図、																																																																																																																																					
	5mm	図 番	〇/〇		用 紙	A3判	完成年月日	令和〇年〇月〇日																																																																																																																																
	5mm	工 事 番 号	〇〇〇Y〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																					
	5mm	設 計 図	施 工 業 者		指 定 工 事 事 業 者 名																																																																																																																																			
			10mm		10mm	7mm	7mm	11mm	18mm																																																																																																																															
			63mm																																																																																																																																					
	38mm	5mm	川崎市上下水道局サービス推進部〇〇サービスセンター																																																																																																																																					
6mm		工 事 名	生田〇丁目〇〇mm給水管布設工事																																																																																																																																					
7mm		工 事 位 置	自：生田〇丁目〇〇番地先 至：生田〇丁目〇〇番地先																																																																																																																																					
5mm		記 事	移管前提工事:工事内容、位置図、平面図、断面図、																																																																																																																																					
5mm		図 番	〇/〇	用 紙	A3判	完成年月日	令和〇年〇月〇日																																																																																																																																	
5mm		工 事 番 号	〇〇〇Y〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																					
5mm		設 計 図	施 工 業 者	指 定 工 事 事 業 者 名																																																																																																																																				
			10mm	10mm	7mm	7mm	11mm	18mm																																																																																																																																
			63mm																																																																																																																																					

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
2	3	2	2-3	<p>2 諸納入金の納入</p> <p>申込者は、設計審査及び完成検査手数料については工事申込みの際、所定の金額を本市に納入しなければならない。断水費等の納入を必要とする場合（工事に伴い配水管を断水する場合のみ）は、当該工事を行う日の1週間前までに納入しなければならない。なお、諸納入金の納入等に関する詳細については、給水装置設計施行指針第2章第2節の1及び第2章第3節の3を参照すること。</p>	<p>2 諸納入金の納入</p> <p>申込者は、設計審査及び検査手数料については工事申込みの際、所定の金額を本市に納入しなければならない。断水費等の納入を必要とする場合（工事に伴い配水管を断水する場合のみ）は、当該工事を行う日の1週間前までに納入しなければならない。なお、諸納入金の納入に関する詳細については、給水装置設計施行指針第2章第1節の3及び第2章第2節の3を参照すること。</p>	文言の整理
2	3	4	2-4	<p>(1) 設計変更事項</p> <p>給水装置設計施行指針第2章第2節4に準ずる。なお、移管前提管の口径や延長、弁栓類の設置の変更等において、局内協議を要すると判断された場合は、給水設計計画が再度必要となる場合があるので局の指示に従うこと。</p>	<p>(1) 設計変更事項</p> <p>給水装置設計施行指針第2章第2節4に準ずる。なお、移管前提給水管の口径や延長、弁栓類の設置の変更等において、局内協議を要すると判断された場合は、給水設計計画が再度必要となる場合があるので局の指示に従うこと。</p>	文言の整理
2	3	7	2-4	<p>7 分岐工事の確認</p> <p>略</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>分岐確認の申込みは、次の書類をサービスセンター給水管理係に提出するか、FAX又はオンラインで申請を行う。なお、FAXによる場合は、送信後速やかに電話による連絡を行い、サービスセンター給水管理係が受付けた旨の確認をしなければならない。</p> <p>ア 分岐工事等確認、断水願（<u>川崎市上下水道局給水装置工事完成検査等実施要領第1号様式</u>）</p> <p>イ その他局が必要と認めるもの</p>	<p>7 分岐工事の確認</p> <p>略</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>分岐確認の申込みは、次の書類をサービスセンター給水管理係に提出、FAX又はオンラインで申請を行う。なお、FAXによる場合は、送信後速やかに電話による連絡を行い、サービスセンター給水管理係が受付けた旨の確認をしなければならない。</p> <p>ア 分岐工事等確認、断水願（<u>要領第1号様式</u>）</p> <p>イ その他局が必要と認めるもの</p>	文言の整理

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
2	3	7	2-4	<p>略</p> <p>(5) 断水工事を伴う場合</p> <p>ア 分岐工事等が配水管の断水が必要とするものである場合は、分岐工事等の施行日時については、サービスセンター給水管理係職員が局内関係課所と調整後、指定工事業者に回答する。</p> <p>※ 局内関係課所との<u>施工時期の調整及び住民広報</u>に日数を要するため、<u>実施するのに1か月以上かかる場合があり</u>、断水工事の申込みは十分に余裕を持って行うこと。</p>	<p>略</p> <p>(5) 断水工事を伴う場合</p> <p>ア 分岐工事等が配水管の断水が必要とするものである場合は、分岐工事等の施行日時については、サービスセンター給水管理係職員が局内関係課所と調整後、指定工事業者に回答する。</p> <p>※ 局内関係課所との調整に日数を要するため、断水工事の申込みは十分に余裕を持って行うこと。</p>	文言の整理
2	3	8	2-5	<p>8 新設管の洗浄</p> <p>布設工事が完了した段階で移管前提管の管内洗浄と水質確認を行う必要がある。サービスセンター給水管理係職員立会いのもと現場にて排水するため、事前に日程等調整を行うと同時に現場内作業が安全に行えるよう<u>に</u>準備すること。</p>	<p>8 新設給水管の洗浄</p> <p>布設工事が完了した段階で移管前提管の管内洗浄と水質確認を行う必要がある。サービスセンター給水管理係職員立会いのもと現場にて排水するため、事前に日程等調整を行うと同時に現場内作業が安全に行えるよう準備すること。</p>	文言の整理
2	3	9	2-5	<p>9 管路水圧試験</p> <p>管内洗浄完了後、水道法第5条に規定される施設基準に適合していることを確認するため、管路水圧試験を実施し、水圧試験報告書（品質管理表）をサービスセンター給水管理係に提出すること。試験方法については、水道工事特記仕様書集「水圧試験施工基準特記仕様書」に基づくものとする。（「発注者」・「監督員」は「サービスセンター給水管理係」、「受注者」は「指定工事業者」と読み替える。）</p> <p>なお、測定時期については、事前にサービスセンター給水管理係と調整をすること。</p>	<p>9 管路水圧試験</p> <p>管内洗浄完了後、水道法第5条に規定される施設基準に適合していることを確認するため、管路水圧試験を実施し、水圧試験報告書（品質管理表）をサービスセンター給水管理係に提出すること。試験方法については、水道工事特記仕様書集「水圧試験施工基準特記仕様書」に基づくものとする。（「発注者」・「監督員」は「サービスセンター給水管理係」、「受注者」は「指定工事業者」と読みかえる。）</p> <p>なお、測定時期については、事前にサービスセンター給水管理係と調整をすること。</p>	文言の整理

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																
2	3	9	2-5	<p>※「水道工事特記仕様書集」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室>工事標準仕様書」から閲覧及びダウンロードができる。</p>		文言の整理																																
2	3	10	2-5	<p>10 占用工事 占用工事の手続きは「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」に基づいて行うこと。 ※「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。</p>	<p>10 占用工事 占用工事の手続きは「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」に基づいて行うこと。 ※「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連」から閲覧及びダウンロードができる。</p>	文言の整理																																
2	4		2-5	<p>第4節 移管前提工事の完成検査 主任技術者は、移管前提工事に使用した材料が「局仕様書 第1章第2節 2 移管前提工事における施設基準 (4)管路材料」に基づくものであること、施行方法が適切であること、完成図が正確であること等について確認を行った後、完成検査を受けること。</p>	<p>第4節 移管前提工事の完成検査 主任技術者は、移管前提工事に使用した材料が局仕様書に基づくもの（「第1章第2節 2 移管前提工事における施設基準 (4)管路材料」を参照）であること、施行方法が適切であること、完成図が正確であること等について確認を行った後、完成検査を受けること。</p>	文言の整理																																
2	4	1	2-6	<p>表中「表2-3 完成検査提出書類」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表 2-3 完成検査提出書類</caption> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 給水装置工事完成届</td><td>1</td></tr> <tr><td>2 完成図 A3 1/1000</td><td>2</td></tr> <tr><td>3 工事施行承認申込書の写し（<u>工事承認印付</u>）</td><td>1</td></tr> <tr><td>4 主任技術者検査実施届</td><td>1</td></tr> <tr><td>5 継手チェックシート</td><td>1</td></tr> <tr><td>6 水圧試験報告書（品質管理表）</td><td>1</td></tr> <tr><td>7 工事記録写真</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>※この表のほか、材料の仕様確認のための書類の提示を求める場合があるので、工事記録として保存に努めること。また、水管機や鋼管接合、管防護など特殊な工事の場合は、別途必要書類の提示を求める場合がある。</p>	提出書類名	部数	1 給水装置工事完成届	1	2 完成図 A3 1/1000	2	3 工事施行承認申込書の写し（ <u>工事承認印付</u> ）	1	4 主任技術者検査実施届	1	5 継手チェックシート	1	6 水圧試験報告書（品質管理表）	1	7 工事記録写真	1	<p>表中「表2-3 完成検査提出書類」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表 2-3 完成検査提出書類</caption> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 給水装置工事完成届</td><td>1</td></tr> <tr><td>2 完成図 A3 1/1000</td><td>2</td></tr> <tr><td>3 工事施行承認申込書の写し</td><td>1</td></tr> <tr><td>4 主任技術者検査実施届</td><td>1</td></tr> <tr><td>5 継手チェックシート</td><td>1</td></tr> <tr><td>6 水圧試験報告書（品質管理表）</td><td>1</td></tr> <tr><td>7 工事記録写真</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>※この表のほか、材料の仕様確認のための書類の提示を求める場合があるので、工事記録として保存に努めること。また、水管機や鋼管接合、管防護など特殊な工事の場合は、別途必要書類の提示を求める場合があるので、サービスセンター給水管理係職員の指示によること。</p>	提出書類名	部数	1 給水装置工事完成届	1	2 完成図 A3 1/1000	2	3 工事施行承認申込書の写し	1	4 主任技術者検査実施届	1	5 継手チェックシート	1	6 水圧試験報告書（品質管理表）	1	7 工事記録写真	1	文言の整理
提出書類名	部数																																					
1 給水装置工事完成届	1																																					
2 完成図 A3 1/1000	2																																					
3 工事施行承認申込書の写し（ <u>工事承認印付</u> ）	1																																					
4 主任技術者検査実施届	1																																					
5 継手チェックシート	1																																					
6 水圧試験報告書（品質管理表）	1																																					
7 工事記録写真	1																																					
提出書類名	部数																																					
1 給水装置工事完成届	1																																					
2 完成図 A3 1/1000	2																																					
3 工事施行承認申込書の写し	1																																					
4 主任技術者検査実施届	1																																					
5 継手チェックシート	1																																					
6 水圧試験報告書（品質管理表）	1																																					
7 工事記録写真	1																																					

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																													
2	5		2-6	<p>第5節 無償譲渡の手続き</p> <p>移管前提工事の完成に際して、表2-4に掲げる書類をサービスセンター給水管係に提出して、移管前提管の無償譲渡の手続きを行うこと。また、書類の提出に伴い移管前提工事関係書類提出確認書を作成し、サービスセンター給水管係職員の確認を受けること。</p> <p>移管前提管が公道に布設されている場合は、表2-4における1~<u>4</u>の書類、私道に布設されている場合は表2-4における1~<u>7</u>の書類とする。</p> <p>表中「表2-4 無償譲渡提出書類」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表2-4 無償譲渡提出書類</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>提出書類名</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>移管前提工事関係書類提出確認書</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>譲渡申請書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>完成図 A3 1/1000 (用紙は、100g/m²以上の良質なものを)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>占用許可書の写し ※国道又は河川敷などに限る</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>土地使用承諾書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>登記事項証明書の写し</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>公園の写し</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		提出書類名	部数	1	移管前提工事関係書類提出確認書	<u>1</u>	2	譲渡申請書	1	3	完成図 A3 1/1000 (用紙は、100g/m ² 以上の良質なものを)	1	4	占用許可書の写し ※国道又は河川敷などに限る	1	5	土地使用承諾書	1	6	登記事項証明書の写し	1	<u>7</u>	公園の写し	1	<p>第5節 無償譲渡の手続き</p> <p>移管前提工事の完成に際して、表2-4に掲げる書類をサービスセンター給水管係に提出して、移管前提給水管の無償譲渡の手続きを行うこと。また、書類の提出に伴い移管前提工事関係書類提出確認書を作成し、サービスセンター給水管係職員の確認を受けること。</p> <p>移管前提給水管が公道に布設されている場合は表2-4における1~<u>3</u>の書類、私道に布設されている場合は表2-4における1~<u>6</u>の書類とする。</p> <p>表中「表2-4 無償譲渡提出書類」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表2-4 無償譲渡提出書類</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>提出書類名</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>譲渡申請書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>完成図 A3 1/1000 (用紙は、100g/m²以上の良質なものを)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>占用許可書の写し ※国道又は河川敷などに限る</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土地使用承諾書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>登記事項証明書の写し</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>公園の写し</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		提出書類名	部数	1	譲渡申請書	1	2	完成図 A3 1/1000 (用紙は、100g/m ² 以上の良質なものを)	1	3	占用許可書の写し ※国道又は河川敷などに限る	1	4	土地使用承諾書	1	5	登記事項証明書の写し	1	6	公園の写し	1	<p>提出書類の整理</p> <p>文言の整理</p>
	提出書類名	部数																																																	
1	移管前提工事関係書類提出確認書	<u>1</u>																																																	
2	譲渡申請書	1																																																	
3	完成図 A3 1/1000 (用紙は、100g/m ² 以上の良質なものを)	1																																																	
4	占用許可書の写し ※国道又は河川敷などに限る	1																																																	
5	土地使用承諾書	1																																																	
6	登記事項証明書の写し	1																																																	
<u>7</u>	公園の写し	1																																																	
	提出書類名	部数																																																	
1	譲渡申請書	1																																																	
2	完成図 A3 1/1000 (用紙は、100g/m ² 以上の良質なものを)	1																																																	
3	占用許可書の写し ※国道又は河川敷などに限る	1																																																	
4	土地使用承諾書	1																																																	
5	登記事項証明書の写し	1																																																	
6	公園の写し	1																																																	
3			3-1	<p>第3章 工事記録写真</p> <p>申込者は、工事施行に際して必ず工事記録写真を撮影し、工事完成後速やかにサービスセンター給水管係に提示しなければならない。ただし、局が必要とする場合は、工事中であっても提示すること。なお、公道（市帰属予定道路も含む）においては、別途道路占用手続きのため、「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」を参考に「川崎市道路占用規則」及び「占用工事施行基準」に基づいて撮影を行い、提出する。</p>	<p>第3章 工事記録写真</p> <p>申込者は、工事施行に際して必ず工事記録写真を撮影し、工事完成後速やかにサービスセンター給水管係に提示しなければならない。ただし、局が必要とする場合は、工事中であっても提示すること。なお、公道（市帰属予定道路も含む）においては、別途道路占用手続きのため、「給水装置設計工事に係る占用工事の手続等について」を参考に「川崎市道路占用規則」及び「占用工事施行基準」に基づいて撮影を行い、提出する。</p>	<p>文言の整理</p>																																													

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
3		1	3-1	<p>1 一般事項</p> <p>工事記録写真の撮影方法は、「局仕様書 附則2 水道工事写真管理基準」及び「水圧試験施工基準特記仕様書」に準じて行うこと。</p> <p>※「局仕様書 付則2水道工事写真管理基準」及び「水圧試験施工基準特記仕様書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。</p>	<p>1 一般事項</p> <p>工事記録写真の撮影方法は、「局仕様書 附則 工事記録写真」及び「水圧試験施工基準特記仕様書」に準じて行うこと。</p> <p>※「局仕様書 附則 工事記録写真」及び「水圧試験施工基準特記仕様書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連」から閲覧及びダウンロードができる。</p>	文言の整理
4	1		4-1	<p>第1節 図面の作成</p> <p>設計図及び完成図の作成については、第2節の図面作成例を参考に「管路工事完成図作成の手引き」及び「別冊オフセット図作成基準」に従い作成すること。なお、「配水管」という表記の部分については、「給水管」と読みか替えて作成すること。また、図面表題欄については、本施行指針第2章の図2-1を参照すること。</p> <p>※「管路工事完成図作成の手引き」等は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。</p>	<p>第1節 図面の作成</p> <p>設計図及び完成図の作成については、第2節の図面作成例を参考に「管路工事完成図作成の手引き」及び「別冊オフセット図作成基準」に従い作成すること。なお、「配水管」という表記の部分については、「給水管」と読みかえて作成すること。また、図面表題欄については、本施行指針第2章の図2-1を参照すること。</p> <p>※「管路工事完成図作成の手引き」等は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連」から閲覧及びダウンロードができる。</p>	文言の整理

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
			付-1	<p style="text-align: center;">土 地 使 用 承 諾 書</p> <p style="text-align: right;">_____年____月____日</p> <p>(宛先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名・名称及び代表者名 _____</p> <p style="text-align: center;"><small>※書きかきい場合は記入欄外してください</small></p> <p>給水管を移管譲渡するに当たり、私が所有する末尾記載の土地（道路部分）に関し、次のことを了承します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配水管として移管譲渡後その道路上に工作物等を設置し、配水管の維持管理に支障をきたすことをしないこと。 2. 配水管布設用地を他人に譲渡する場合は、譲渡人に上下水道局所有の配水管が布設されていることを説明するとともに譲受人の土地使用承諾書を提出すること。 3. 配水管占用料は無料とすること。 <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">地 番 _____</p> <p style="text-align: center;">地 積 _____</p>	<p style="text-align: center;">土 地 使 用 承 諾 書</p> <p style="text-align: right;">_____年____月____日</p> <p>(宛先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名・名称及び代表者名 _____</p> <p style="text-align: center;"><small>※書きかきい場合は記入欄外してください</small></p> <p>給水管を移管譲渡するに当たり、私が所有する末尾記載の土地（道路部分）に関し、次のことを了承します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配水管として移管譲渡後その道路上に工作物等を設置し、配水管の維持管理に支障をきたすことをしないこと。 2. 配水管布設用地を他人に譲渡する場合は、譲渡人に上下水道局所有の配水管が布設されていることを説明するとともに譲渡人の土地使用承諾書を提出すること。 3. 配水管占用料は無料とすること。 <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">地 番 _____</p> <p style="text-align: center;">地 積 _____</p>	文言の整理

令和8年4月 移管前提工事設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																																																																																					
			付-5	<p>自主検査チェックシート</p> <p>自主検査チェックシート (移管前提工事前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査種別及び検査項目</th> <th>検査内容</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オフセット</td> <td>・ 正確に測定されていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>埋設深さ</td> <td>・ 所定の深さが確保されていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>埋め戻し</td> <td>・ 布設管直上30cm程度までは山砂が使用されていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>管延長</td> <td>・ 現地と完成図面が整合していること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">管布設等の検査</td> <td rowspan="10">弁・栓及び取付</td> <td>・ 消火栓・排水弁・多排空気弁のカップリング位置(h)がGL=200mm±50mmであること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 補修弁(レバー式ボール弁)は上面がGF型フランジであること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 仕切弁等のスピンドル位置(a)弁類の芯から管軸方向に±30mm、管直角方向±30mmであること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 沈下、傾斜及びハンドルの軸の偏心が生じていないこと。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 車の進行方向と逆に蓋が開くように据え付けてあること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 据付け高さが地盤高さと同一になっていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ <u>本取付補装後に、終蓋ナット(種別「配」・「経」・「●」)が正しく設置されていること。</u></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 適切な接合がなされていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 布設管に管明示テープが<u>巻き付け</u>られていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 布設管にポリエチレンスリーブが<u>被覆</u>されていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ <u>管明示シートが布設管先端の上部より30cmの位置に敷き込まれていること。</u></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の検査等 (上記チェック項目にないもので、主任技術者が実施すべきであると判断したもの)</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	検査種別及び検査項目	検査内容	チェック	オフセット	・ 正確に測定されていること。	<input type="checkbox"/>	埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。	<input type="checkbox"/>	埋め戻し	・ 布設管直上30cm程度までは山砂が使用されていること。	<input type="checkbox"/>	管延長	・ 現地と完成図面が整合していること。	<input type="checkbox"/>	管布設等の検査	弁・栓及び取付	・ 消火栓・排水弁・多排空気弁のカップリング位置(h)がGL=200mm±50mmであること。	<input type="checkbox"/>	・ 補修弁(レバー式ボール弁)は上面がGF型フランジであること。	<input type="checkbox"/>	・ 仕切弁等のスピンドル位置(a)弁類の芯から管軸方向に±30mm、管直角方向±30mmであること。	<input type="checkbox"/>	・ 沈下、傾斜及びハンドルの軸の偏心が生じていないこと。	<input type="checkbox"/>	・ 車の進行方向と逆に蓋が開くように据え付けてあること。	<input type="checkbox"/>	・ 据付け高さが地盤高さと同一になっていること。	<input type="checkbox"/>	・ <u>本取付補装後に、終蓋ナット(種別「配」・「経」・「●」)が正しく設置されていること。</u>	<input type="checkbox"/>	・ 適切な接合がなされていること。	<input type="checkbox"/>	・ 布設管に管明示テープが <u>巻き付け</u> られていること。	<input type="checkbox"/>	・ 布設管にポリエチレンスリーブが <u>被覆</u> されていること。	<input type="checkbox"/>	・ <u>管明示シートが布設管先端の上部より30cmの位置に敷き込まれていること。</u>	<input type="checkbox"/>	検査項目	検査内容	チェック	その他の検査等 (上記チェック項目にないもので、主任技術者が実施すべきであると判断したもの)	・	<input type="checkbox"/>		・	<input type="checkbox"/>		・	<input type="checkbox"/>	<p>自主検査チェックシート</p> <p>自主検査チェックシート (移管前提工事前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査種別及び検査項目</th> <th>検査内容</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オフセット</td> <td>・ 正確に測定されていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>埋設深さ</td> <td>・ 所定の深さが確保されていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>埋め戻し</td> <td>・ 布設管直上30cm程度までは山砂が使用されていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>管延長</td> <td>・ 現地と完成図面が整合していること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">管布設等の検査</td> <td rowspan="10">弁・栓種類</td> <td>・ 消火栓・排水弁・多排空気弁のカップリング位置(h)がGL=200mm±50mmであること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 補修弁(レバー式ボール弁)は上面がGF型であること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 仕切弁等のスピンドル位置(a)弁類の芯から管軸方向に±30mm、管直角方向±30mmであること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 沈下、傾斜及びハンドルの軸の偏心が生じていないこと。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 車の進行方向の逆に蓋が開くように据え付けてあること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 据付け高さが地盤高さと同一になっていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 適切な接合がなされていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 布設管に管明示テープが<u>張</u>られていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・ 布設管にポリエチレンシートが<u>巻きつけ</u>られていること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の検査等 (上記チェック項目にないもので、主任技術者が実施すべきであると判断したもの)</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	検査種別及び検査項目	検査内容	チェック	オフセット	・ 正確に測定されていること。	<input type="checkbox"/>	埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。	<input type="checkbox"/>	埋め戻し	・ 布設管直上30cm程度までは山砂が使用されていること。	<input type="checkbox"/>	管延長	・ 現地と完成図面が整合していること。	<input type="checkbox"/>	管布設等の検査	弁・栓種類	・ 消火栓・排水弁・多排空気弁のカップリング位置(h)がGL=200mm±50mmであること。	<input type="checkbox"/>	・ 補修弁(レバー式ボール弁)は上面がGF型であること。	<input type="checkbox"/>	・ 仕切弁等のスピンドル位置(a)弁類の芯から管軸方向に±30mm、管直角方向±30mmであること。	<input type="checkbox"/>	・ 沈下、傾斜及びハンドルの軸の偏心が生じていないこと。	<input type="checkbox"/>	・ 車の進行方向の逆に蓋が開くように据え付けてあること。	<input type="checkbox"/>	・ 据付け高さが地盤高さと同一になっていること。	<input type="checkbox"/>	・ 適切な接合がなされていること。	<input type="checkbox"/>	・ 布設管に管明示テープが <u>張</u> られていること。	<input type="checkbox"/>	・ 布設管にポリエチレンシートが <u>巻きつけ</u> られていること。	<input type="checkbox"/>				検査項目	検査内容	チェック	その他の検査等 (上記チェック項目にないもので、主任技術者が実施すべきであると判断したもの)	・	<input type="checkbox"/>		・	<input type="checkbox"/>		・	<input type="checkbox"/>	<p>検査項目の整理 文言の整理</p>
検査種別及び検査項目	検査内容	チェック																																																																																																									
オフセット	・ 正確に測定されていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
埋め戻し	・ 布設管直上30cm程度までは山砂が使用されていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
管延長	・ 現地と完成図面が整合していること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
管布設等の検査	弁・栓及び取付	・ 消火栓・排水弁・多排空気弁のカップリング位置(h)がGL=200mm±50mmであること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 補修弁(レバー式ボール弁)は上面がGF型フランジであること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 仕切弁等のスピンドル位置(a)弁類の芯から管軸方向に±30mm、管直角方向±30mmであること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 沈下、傾斜及びハンドルの軸の偏心が生じていないこと。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 車の進行方向と逆に蓋が開くように据え付けてあること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 据付け高さが地盤高さと同一になっていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ <u>本取付補装後に、終蓋ナット(種別「配」・「経」・「●」)が正しく設置されていること。</u>	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 適切な接合がなされていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 布設管に管明示テープが <u>巻き付け</u> られていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 布設管にポリエチレンスリーブが <u>被覆</u> されていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
・ <u>管明示シートが布設管先端の上部より30cmの位置に敷き込まれていること。</u>	<input type="checkbox"/>																																																																																																										
検査項目	検査内容	チェック																																																																																																									
その他の検査等 (上記チェック項目にないもので、主任技術者が実施すべきであると判断したもの)	・	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
	・	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
	・	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
検査種別及び検査項目	検査内容	チェック																																																																																																									
オフセット	・ 正確に測定されていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
埋め戻し	・ 布設管直上30cm程度までは山砂が使用されていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
管延長	・ 現地と完成図面が整合していること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
管布設等の検査	弁・栓種類	・ 消火栓・排水弁・多排空気弁のカップリング位置(h)がGL=200mm±50mmであること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 補修弁(レバー式ボール弁)は上面がGF型であること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 仕切弁等のスピンドル位置(a)弁類の芯から管軸方向に±30mm、管直角方向±30mmであること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 沈下、傾斜及びハンドルの軸の偏心が生じていないこと。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 車の進行方向の逆に蓋が開くように据え付けてあること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 据付け高さが地盤高さと同一になっていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 適切な接合がなされていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 布設管に管明示テープが <u>張</u> られていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
		・ 布設管にポリエチレンシートが <u>巻きつけ</u> られていること。	<input type="checkbox"/>																																																																																																								
検査項目	検査内容	チェック																																																																																																									
その他の検査等 (上記チェック項目にないもので、主任技術者が実施すべきであると判断したもの)	・	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
	・	<input type="checkbox"/>																																																																																																									
	・	<input type="checkbox"/>																																																																																																									